

建設工事等一般競争（指名競争）

入札参加有資格者 各位

高知市上下水道局 企画財務課

## 令和8年度 入札・契約制度の改正等について

令和8年度に高知市上下水道局が発注する建設工事等に係る入札・契約制度の改正等は、下記のとおりです。

### 記

#### 制度改正の概要

##### ■ 1 建設工事の総合評価落札方式の改正について

###### ● 評価項目の改正

総合評価落札方式における企業の評価項目のうち、『独占禁止法違反等による指名停止の状況』について、不適格業者の排除の観点から、独占禁止法違反等に限らず、すべての措置要件により指名停止措置を受けた期間がある場合に減点を行います。また、企業の評価及び配置技術者の評価の評価基準について、現状の取扱い及び評価項目の改正に合わせて記載を改めます。（高知市が改正を行った評価基準部分のみ抜粋）

###### <評価項目>

###### ○ 独占禁止法違反等による指名停止の状況（改正）

現 行			改 正 後		
評価項目	評価基準	加算点	評価項目	評価基準	加算点
独占禁止法違反等による指名停止の状況	指名停止 有	-1.0 点	指名停止の状況 (公告日以前1年間)	指名停止 有	-1.0 点
	指名停止 無	加算点なし		指名停止 無	加算点なし

###### <評価基準>

###### ○ 企業の評価

現 行		改 正 後	
評価項目	評価基準	評価項目	評価基準
同一工種工事優良工事表彰	○国土交通省表彰は、局長表彰又は <b>事務所長表彰を対象(表彰種別は問わない)</b> とする。	同一工種工事優良工事表彰	○国土交通省表彰は、局長表彰又は <b>部長等表彰であって優良工事表彰を対象</b> とする。
重機保有の有無	○評価対象とする重機は、経営事項審査における「建設機械の保有状況」の対象機械(ショベル系掘削機(ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン・パイルドライバー(アタッチメント付き))、ブルドーザー(3t~)、トラクターショベル(0.4 m <sup>3</sup> ~)、移動式クレーン(3t吊~)、 <b>ダンプトラック(5t積~)、モーターグレーダー(5t~)</b> とし、発注工事によって変えることはない。	重機保有の有無	○評価対象とする重機は、経営事項審査における「建設機械の保有状況」の対象機械(ショベル系掘削機(ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン・パイルドライバー(アタッチメント付き))、ブルドーザー(3t~)、トラクターショベル(0.4 m <sup>3</sup> ~)、移動式クレーン(3t吊~)、 <b>ダンプ車(ダンプ、ダンプフルトレーラ、ダンブセミトレーラであって、土砂等の運搬に供する貨物自動車)、締固め用機械(ロードローラー、</b>

			タイヤローラー、振動ローラー)、解体用機械(ブレイカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機であって、ベースマシンとの重複は対象外)、高所作業車(作業床の高さ2m以上)、モーターグレーダー(5t~)のほか定置式水平ジブクレーンとし、発注工事によって変えることはしない。
独占禁止法違反等による指名停止の状況(公告日以前1年間)	○平成25年4月1日以後に行った高知市発注の競争入札において、独占禁止法第3条又は刑法第96条の6の規定に違反する不正行為があったと認定され、公告日以前1年間において高知市競争入札指名停止措置要綱に基づき、当該不正行為に係る指名停止の措置を受けていた期間がある場合に、減点の対象とする。	指名停止の状況(公告日以前1年間)	○ _____ _____公告日以前1年間において高知市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていた期間がある場合に、減点の対象とする。

○配置予定技術者の評価

現 行		改 正 後	
評価項目	評価基準	評価項目	評価基準
同一工種工事優良工事表彰	○国土交通省表彰は、局長表彰又は <b>事務所長表彰</b> を対象(表彰種別は問わない)とする。	同一工種工事優良工事表彰	○国土交通省表彰は、局長表彰又は <b>部長等表彰</b> であって <b>優良工事表彰</b> を対象とする。
継続教育学習制度(CPD(S))への取組	○公告日の属する年度 <b>以降</b> 発行された証明書等の写しを添付すること	継続教育学習制度(CPD(S))への取組	○公告日の属する年度 <b>の4月1日以降の日を証明基準日として</b> 発行された証明書等の写しを添付すること。

※ 詳しくは、企画財務課ホームページの「高知市総合評価落札方式評価基準に関する取扱要領」及び「総合評価落札方式評価項目及び評価基準」をご覧ください。

■ 2 高知市上下水道局建設工事に係る委託業務における総合評価落札方式実施要領の制定について  
令和8年度から、「価格」と「価格以外の評価」を総合的に評価する落札方式である総合評価落札方式を建設コンサルタント業務に導入する。

(1) 対象業務

当該業務の特性(規模、内容等)に応じて適用するものとし、原則として次の業務に適用する。

- ① 測量及び土木設計、地質調査業務 委託対象金額が2,000万円以上
- ② その他の業務 高知市上下水道事業管理者が必要と認めるもの

(2) 評価項目

企業の技術力、地域性・地域貢献度、企業の取組を評価する「企業の評価」や、配置予定技術者の資格や業務経験等を評価する「配置予定技術者の評価」等に加えて、品質確保の確実性を評価する。

※ 詳しくは、

「高知市上下水道局建設工事に係る委託業務における総合評価落札方式実施要領」

「高知市建設工事に係る委託業務における総合評価落札方式評価基準に関する取扱要領」

「【委託業務】総合評価落札方式評価項目及び評価基準(標準)」をご覧ください。

### ■ 3 建設工事に係る委託業務の低入札価格調査制度の制定について

ダンピングによる受注排除の実効性を高める観点から、高知市上下水道局が競争入札により請負契約を締結しようとする建設工事に係る委託業務のうち、総合評価落札方式によるものについて、低入札価格調査制度の対象とします。

※ 詳しくは、「高知市上下水道局建設工事に係る委託業務低入札価格調査制度実施要領」をご覧ください。

### ■ 4 高知市上下水道局事後審査型制限付き一般競争入札実施要領の改正について

建設工事等毎に付する要件のうち、高知市内に主たる営業所（本社）を有する者を対象とする建設工事において、発注工事の請負対象金額（税込）により参加できる格付等級の基準について、一部の工種の格付等級の見直しを行います。

現 行				改 正 後			
別表				別表			
工種	請負対象金額 (税込)	格付等 級	備考	工種	請負対象金額 (税込)	格付等級	備考
(新設)				塗装・防水（土木系工事を除く）	5,000 万円以上	A	
					2,000 万円以上 5,000 万円未満	A又はB	B級は、完成工事高が設計金額（税抜金額の 100 万円未満を切り捨てたもの）以上
					1,000 万円以上 2,000 万円未満	B、A又は C	C級は、完成工事高が設計金額（税抜金額の 100 万円未満を切り捨てたもの）以上
					500 万円以上 1,000 万円未満	C、B又は D	D級は、完成工事高が設計金額（税抜金額の 100 万円未満を切り捨てたもの）以上
					200 万円を超え 500 万円未満	D又はC	

※ 詳しくは、「高知市上下水道局事後審査型制限付き一般競争入札実施要領」をご覧ください。

### ■ 5 工事請負契約約款の改正について

他機関が発注した工事との調整規定や、受発注者間での協議不調等の場合における不利益取扱いの禁止に関する規定の創設、前払金の用途に関する規定の見直しについて、令和 8 年 4 月 1 日から高知市上下水道局の工事請負契約書を改正します。今回、改正を行う事項は以下のとおり。

- (1) 他機関が発注した工事との調整規定の創設 【第 2 条関係】
- (2) 協議不調等の場合における不利益取扱いの禁止に関する規定の創設【第 24 条、第 25 条、第 26 条関係】
- (3) 前払金について、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に充てることを可能とする特例が令和 7 年度から恒久化されたことを踏まえた規定の見直し【第 35 条、第 37 条関係】

※ 詳しくは、「工事請負契約書の一部改正について（改正の概要）」をご覧ください。

## ■ 6 高知市上下水道局「週休2日制工事」実施要領（営繕工事編）の改定について

建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組として、高知市が発注する建設工事において「週休2日制工事」を導入しています。

営繕工事（建築物の新築、増築、改築、修繕、模様替、その他これらに準ずるもの）においては、現場閉所により4週8休を現場の休工日を基本としていましたが、原則、土曜日及び日曜日を休工日とする「週休2日制工事」実施要領に改定を行います。

※営繕工事を除く高知市上下水道局「週休2日制工事」実施要領については変更ありません。

### (1) 対象工事

現 行	改正後(R8.4.1以降の公告から適用)
<b>発注者指定型</b> 請負対象金額 <b>2,500万円</b> 以上を対象	<b>選択－Ⅰ型</b> 請負対象金額 <b>1,000万円</b> 以上を対象
<b>受注者希望型</b>	<b>選択－Ⅱ型</b>

ただし、以下のいずれかに該当する工事については対象外とする。

- ・現場施工日数が7日未満の工事
- ・工期や作業工程に制約がある工事
- ・社会的要請等により早期の工事完成が必要な工事（緊急応急工事を含む。）

### (2) 実施方法

#### ○選択－Ⅰ型

- ・受注者が工事着手前に週単位の週休2日の実施について発注者と協議を行い選択する方式。
- ・月単位の週休2日の実施は必須とする。
- ・月単位の週休2日の労務費の補正を行った上で発注するものとし、週単位の週休2日の取組を行う場合は、週単位の週休2日に係る現場管理費の補正分を増額する。
- ・月単位の週休2日を満たさない場合又は工期限内に完成できない場合は、労務費の補正分を減額する。

#### ○選択－Ⅱ型

- ・受注者が工事着手前に週単位又は月単位の週休2日の実施について発注者と協議を行い選択する方式。
- ・通期の週休2日の実施は必須とする。
- ・発注段階では、労務費等の補正を行わず、実施状況を確認の上、補正分を増額する。
- ・工期限内に完成できない場合は増額の対象とならない。

## ■ 7 建設工事に係る入札・契約手続の暫定的な措置について（継続）

建設需要の増大に伴う技術者・作業員の不足や労務単価及び資材単価の上昇等により、公共工事の不調・不落が全国的に発生している情勢を受け、平成27年4月1日から実施している暫定措置について、当面の間、暫定措置を継続します。

### 【暫定措置】

- ・事後審査型制限付き一般競争入札の対象とすることができる範囲の拡大
- ・災害復旧工事等における指名競争入札の適用範囲の拡大

※ 詳しくは、「[建設工事に係る入札・契約手続の暫定的な措置について（通知）](#)」をご覧ください。